

## 蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程に基づく事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程（平成31年蒲郡市下水道事業管理規程第15号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、この運用に関する取扱基準を定め、排水設備工事の適正な施行を確保することを目的とする。

### (指定の一時停止等)

第2条 市長は、規程第8条第2項の取扱いに関し、下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が別表の左欄に掲げる違反事由に該当することとなったときは同表右欄の違反点数を課すものとし、当該指定工事店に対して注意書（第1号様式）により通知する。

2 前号の違反点数は、通知の日から1年の間の違反点数を累加し、累加された違反点数に応じ、次に掲げる処分を行うものとする。

累加違反点数	処分内容
10点以上に至ったとき	10日間の指定の効力の一時停止
20点以上に至ったとき	20日間の指定の効力の一時停止
30点以上に至ったとき	3月間の指定の効力の一時停止
40点以上に至ったとき	6月間の指定の効力の一時停止
50点以上に至ったとき	指定の取消し

### (処分の効力)

第3条 指定の効力停止の処分を受けた者は、その停止期間中において、その処分開始の日から排水設備工事店に関する一切の業務を行ってはならない。ただし、承認済工事に限り完了まで施工することができる。

### (聴聞等の手続)

第4条 市長は、第2条の規定による処分を行うときは、蒲郡市行政手続条例（平成9年蒲郡市条例第2号）第15条に基づき聴聞を行う。ただし、不利益処分の内容によっては弁明の機会を賦与することができる。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程に基づく事務取扱要綱(平成11年12月8日)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

違反事由		違反点数
1	排水設備確認申請なしに排水設備工事を行い、使用料の徴収を免れる事態に至ったとき	20点
2	排水設備確認申請なしに排水設備工事を行ったとき（前号に該当する場合を除く。）	10点
3	排水設備確認申請書による確認を受けたが、完了届の提出がなかったとき	5点
4	完了検査の際、重大な手直し工事の指示を受けたとき	5点
5	正当な理由なしに排水設備工事の申込みを拒否したとき	5点
6	不適正な工事費での施工又は契約に際し必要事項を明記しなかったとき	5点
7	排水設備工事を一括して第三者に委託又は請け負わせたとき	5点
8	指定工事店として自己の名義を他の業者に貸与したとき	5点
9	責任技術者の管理下で設計及び施工をしなかったとき	5点
10	完了検査の際、当該工事を担当した責任技術者を理由なく立ち合わせなかったとき	5点
11	完了検査結果が不合格であるにも係わらず、遅滞なく修繕しなかったとき	10点
12	災害等緊急時において、市長の排水設備の復旧の協力要請を理由なく拒否したとき	10点
13	規程第7条第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	10点
14	業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不適当と認めたとき	40点 以内
15	指定工事店としての指定要件に適合しなくなったとき	取消し
16	指定工事店としての指定要件に変更（廃止・休止・再開を含む。）があったときに所定の書類が提出されなかったとき	5点